東広島市介護予防・生活支援サービス事業訪問型サービスＢ　誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　東　広　島　市　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 申請者　住　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職氏名　　　　　　　　印

１　当団体は、次のいずれかに該当する者はいません。

（１）　団体の構成員に東広島市暴力団排除条例（平成２３年東広島市条例第１６号。）第２条第２号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員等」という。）

（２）　暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

２　当団体は、市税を滞納していません。

３　当団体は、営利を目的としていません。

４　当団体は、政治活動、宗教活動を目的としている団体ではありません。

５　当団体は、次の事項をすべて満たしたうえで活動します。

（１）　利用者及びその家族の個人情報を保護するための具体的な方法を規定し、従事者へ周知し徹底します。

（２）　団体及び全ての従事者が傷害保険及び賠償責任保険に加入します。（送迎支援を行う場合は、団体の自動車保険を含む。）

（３）　サービス提供時に事故、利用者の体調不良があった場合の具体的な対応策、関係機関への連絡体制及び対応経過の記録方法を規定し従事者へ周知し徹底します。事故があった場合は、必要となる損害賠償を速やかに行い、市へ報告します。

（４）　従事者が使用する衛生用品（マスク等）を備え付け、衛生管理対策（インフルエンザ等の感染症予防及びまん延防止に関する対策を含む）を徹底します。